

(仮) 業務請書：契約締結前に契約の概要を記載した書面

(根拠 警備業法第 19 条第 1 項、同法施行規則第 33 条第 2 号)

1	警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに代表者の氏名	北陸交通整理株式会社 本社／〒930-0904 富山県富山市一本木 138 番地 TEL 076-411-0124 FAX 076-452-3162 金沢(営)／〒920-0342 石川県金沢市畝田西 2 丁目 22 番地 代表取締役 岡本 隆
2	警備業務を行う期間	別紙にて提出する。
3	警備業務を行う日及び時間帯	別紙にて提出する。
4	警備業務を行うこととする場所	別紙にて提出する。
5	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	別紙にて提出する。
6	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	所定の知識及び技能を有する警備員とする。警備業法第 18 条により資格者配置が義務付けられている警備業務については、検定の合格証明書（国家資格）の交付を受けている警備員を配置する。
7	警備員の服装	公安委員会に届出している制服を着用する。
8	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	①手旗 ②誘導灯 ③警笛 ④夜光ベスト ⑤ヘルメット ⑥信号炎管 ⑦その他（ ）
9	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置	警備員は、勤務場所やその付近において事故等が発生した場合には、負傷者等の救護を優先し、二次災害防止の措置を講じるとともに、関係機関等と適切な連絡体制をとるものとする。
10	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	警備報告書を作成し、所定の方法によって報告する。
11	警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額	別紙にて提出する。
12	上欄の金銭の支払いの時期及び方法	毎月指定日に請求とし、支払日までに指定の銀行に振込む事とし、約束手形による支払いは受けないものとする。
13	警備業務の再委託に関する事項	協議の上、当社の指定協力会社に業務の一部又は全部を再委託する場合がある。
14	免責に関する事項	① 天変地異その他不可抗力によって生じた障害 ② 御社及び御社従業員の原因によって発生した損害
15	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	警備業務遂行中、弊社の過失によって生じたお客様の損害は、警備業損害賠償責任保険に基づき、身体上の損害については、被害者 1 人につき 1 億円、1 事故につき 5 億円。財物上の損害については、1 事故につき 5 億円を限度として、お客様に対しその損害を賠償する。（契約損害保険賠償金額に基づく）
16	契約の更新に関する事項	契約期間満了の 1 ヶ月前までに、御社又は弊社からの文書による契約終了の意思表示がないときは、同一条件をもって 1 年間自動的に更新され、その後も同様とする。
17	契約の変更に関する事項	変更日の 1 ヶ月前までに、御社又は弊社からのその理由を記した文書を提示して行う。
18	契約の解除に関する事項	解除する 1 ヶ月前までに、御社又は弊社からのその理由を記した文書を提示して行う。
19	警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	本社電話（076-411-0124）で受け付けます。
20	これらのほか特約があるときはその内容	特約がある場合は別紙による。
21	契約の締結年月日	※締結後に記載。